

# 障害者就業・生活支援センターにおけるモデル事業について

<p>アセスメント</p> <p>一般就労後の フォローアップ</p>	<p>1年目 (平成24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>アセスメント票案の作成</u></li> <li>○ 評価案の作成と相談支援事業所との調整・課題抽出・整理</li> <li>○ アセスメント結果で一般就労の可能な者の就労支援体制の調整</li> </ul>	<p>2年目 (平成25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アセスメント票案による実証</li> <li>○ アセスメント票の改善・質の向上 → <u>アセスメント票の完成</u></li> <li>○ <u>アセスメント手法の確立</u></li> <li>○ <u>マニュアル作成</u></li> <li>○ 全国への普及</li> </ul>	<p>3年目(案) (平成26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 精神・発達障害にも対応できるアセスメントツール、基本となる支援カリキュラムの作成</li> <li>② 障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、企業等の連携による就労支援モデルの検証</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 精神・発達障害者等に対する障害福祉サービス事業所における就労定着を図るための支援方法を検証</li> </ul> <p style="text-align: center;">➔</p> <p>自立訓練(生活訓練)等を活用した支援モデルの実践研究 など</p>

# 平成26年度 障害者就業・生活支援センターモデル事業

## 精神・発達障害者の 就労アセスメント

### 課題

精神障害者の雇用義務化を踏まえ、精神・発達障害者の就労を一層促進するために必要な、それぞれの特性に応じた適切な支援を行うためのアセスメント方法の確立が求められている。

平成25年度に作成したアセスメントマニュアルを改良し、精神・発達障害者により適切に対応できるアセスメントツールを作成。

## 関係機関の連携

### 課題

①一般就労している障害者が加齢・職場不応等により就労継続が難しくなった場合、②就労継続支援事業所等の利用者が一般就労を目指す場合の連携体制の構築が必要。

障害者のニーズや障害の情態の変化を踏まえた継続的な就労支援を行うための各機関(※)の連携体制のあり方を検討する。

(※)障害者就業・生活支援センター、  
相談支援事業所、就労継続  
支援事業所、就労移行支援  
事業所、企業等

## 生活支援が必要な 障害者の就労定着支援

### 課題

知的・精神・発達障害者の就労定着を図るためには、服薬等の健康管理や食事・衛生・金銭等の生活面の自己管理能力を向上させることが必要。

自立訓練(生活訓練・宿泊訓練)、地域定着支援等を活用した就労定着のための生活訓練の支援技法やプログラムモデルの検討を行う。

就労継続支援A型事業に係る報酬の適正化の適用状況  
(平成24年10月分／平成25年9月分の比較)

短時間の利用者の割合の高い就労継続支援A型事業所の報酬の適正化(平成24年10月施行分)

		平成24年10月	平成25年9月
全国	事業所数	1,385	1,829
	(うち適用あり)	141 (10.2%)	107 (5.9%)
北海道	事業所数	121	155
	(うち適用あり)	37 (30.6%)	36 (23.2%)
青森県	事業所数	34	37
	(うち適用あり)	6 (17.6%)	4 (10.8%)
岩手県	事業所数	28	33
	(うち適用あり)	2 (7.1%)	0 (0.0%)
宮城県	事業所数	24	29
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	1 (3.4%)
秋田県	事業所数	7	10
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
山形県	事業所数	13	16
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
福島県	事業所数	15	18
	(うち適用あり)	1 (6.7%)	2 (11.1%)
茨城県	事業所数	11	16
	(うち適用あり)	1 (9.1%)	0 (0.0%)
栃木県	事業所数	14	20
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
群馬県	事業所数	5	6
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
埼玉県	事業所数	16	24
	(うち適用あり)	2 (12.5%)	0 (0.0%)
千葉県	事業所数	19	24
	(うち適用あり)	2 (10.5%)	2 (8.3%)
東京都	事業所数	39	58
	(うち適用あり)	8 (20.5%)	8 (13.8%)
神奈川県	事業所数	30	43
	(うち適用あり)	3 (10.0%)	5 (11.6%)
新潟県	事業所数	14	17
	(うち適用あり)	5 (35.7%)	4 (23.5%)
富山県	事業所数	16	22
	(うち適用あり)	2 (12.5%)	0 (0.0%)
石川県	事業所数	22	33
	(うち適用あり)	1 (4.5%)	0 (0.0%)
福井県	事業所数	39	46
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
山梨県	事業所数	8	9
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
長野県	事業所数	26	28
	(うち適用あり)	1 (3.8%)	1 (3.6%)
岐阜県	事業所数	41	60
	(うち適用あり)	1 (2.4%)	1 (1.7%)
静岡県	事業所数	49	61
	(うち適用あり)	1 (2.0%)	0 (0.0%)
愛知県	事業所数	110	145
	(うち適用あり)	11 (10.0%)	5 (3.4%)

		平成24年10月	平成25年9月
三重県	事業所数	29	43
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	1 (2.3%)
滋賀県	事業所数	13	13
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
京都府	事業所数	25	34
	(うち適用あり)	1 (4.0%)	1 (2.9%)
大阪府	事業所数	33	59
	(うち適用あり)	4 (12.1%)	4 (6.8%)
兵庫県	事業所数	40	58
	(うち適用あり)	2 (5.0%)	1 (1.7%)
奈良県	事業所数	13	13
	(うち適用あり)	1 (7.7%)	1 (7.7%)
和歌山県	事業所数	27	32
	(うち適用あり)	1 (3.7%)	0 (0.0%)
鳥取県	事業所数	24	26
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
島根県	事業所数	18	22
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	1 (4.5%)
岡山県	事業所数	74	97
	(うち適用あり)	3 (4.1%)	4 (4.1%)
広島県	事業所数	30	40
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
山口県	事業所数	8	12
	(うち適用あり)	1 (12.5%)	1 (8.3%)
徳島県	事業所数	5	8
	(うち適用あり)	1 (20.0%)	0 (0.0%)
香川県	事業所数	5	9
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
愛媛県	事業所数	31	44
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	1 (2.3%)
高知県	事業所数	19	21
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
福岡県	事業所数	71	103
	(うち適用あり)	8 (11.3%)	5 (4.9%)
佐賀県	事業所数	12	19
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
長崎県	事業所数	33	36
	(うち適用あり)	3 (9.1%)	2 (5.6%)
熊本県	事業所数	87	105
	(うち適用あり)	22 (25.3%)	11 (10.5%)
大分県	事業所数	21	27
	(うち適用あり)	1 (4.8%)	0 (0.0%)
宮崎県	事業所数	13	19
	(うち適用あり)	5 (38.5%)	2 (10.5%)
鹿児島県	事業所数	17	26
	(うち適用あり)	4 (23.5%)	3 (11.5%)
沖縄県	事業所数	36	53
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

※ 国保連データにおいて特別集計した実績(事業所数)

## 平成24年度工賃（賃金）の実績について

## 1. 調査の概要

## (1) 調査の目的

障害者の経済的自立のため工賃水準の引上げに向けて支援を行った「工賃倍増5か年計画（平成19年度～平成23年度）」「工賃向上計画（平成24年度～）」の効果を検証するとともに、就労継続支援事業所の利用者の工賃の現状を把握することを目的とする。

## (2) 調査対象施設

就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所

## (3) 回収状況

9,492事業所

## (4) 工賃（賃金）の範囲

工賃、賃金、給与、手当、賞与其他名称を問わず、事業者が利用者に支払う全て

## 2. 調査結果

## 平成24年度平均工賃（賃金）

施設種別	平均工賃(賃金)		施設数 (箇所)	(参考) 平成23年度 平均工賃(賃金)
	月額	時間額		
就労継続支援B型事業所 (対前年比)	14,190円 (104.4%)	176円	7,938	13,586円
就労継続支援A型事業所 (対前年比)	68,691円 (96.1%)	724円	1,554	71,513円
就労継続支援事業平均	21,175円 (109.6%)	258円	9,492	19,315円

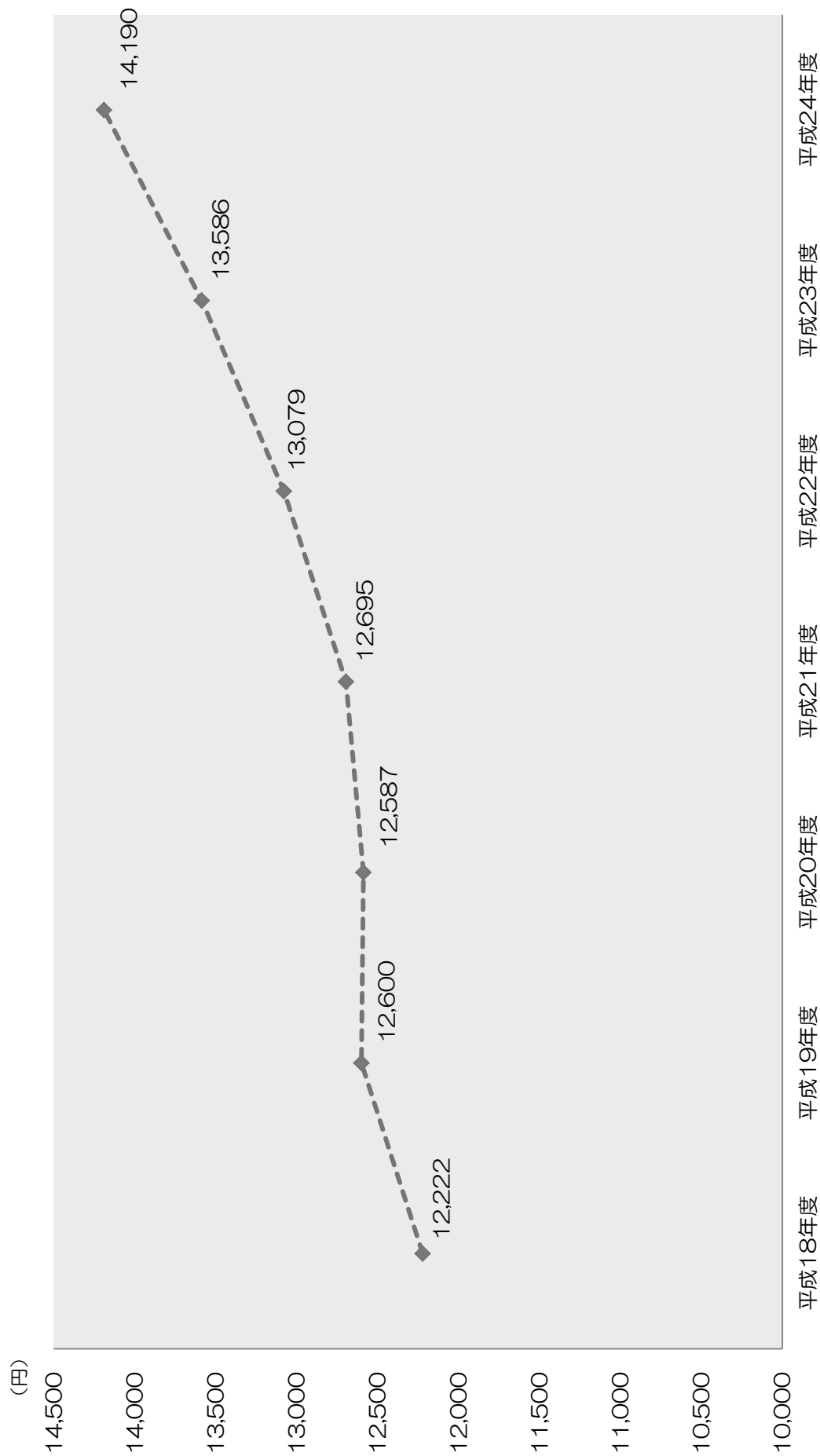
※「時間額」は平成24年度から調査開始

## ○ 平成18年度と平成24年度の比較

対象事業所	平均工賃（賃金）〈増減率〉
工賃向上計画の対象施設 <sup>(※)</sup> の平均工賃 ※平成18年度は就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設、小規模通所授産施設	(平成18年度) (平成24年度) 12,222円 → 14,190円 〈116.1%〉
就労継続支援B型事業所（平成24年度末時点）で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画・工賃向上計画の対象となっている施設の平均工賃	(平成18年度) (平成24年度) 12,515円 → 15,602円 〈124.7%〉

## 平均工賃の推移

(※) 就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設



## 平成18・24年度平均工賃（都道府県別）

（円／月額）

都道府県	平成18年度 平均工賃	平成24年度 平均工賃
北海道	15,305	18,958
青森県	9,310	11,294
岩手県	15,225	17,903
宮城県	13,061	17,173
秋田県	12,580	13,612
山形県	10,283	11,364
福島県	9,540	12,056
茨城県	9,241	11,165
栃木県	12,563	14,485
群馬県	11,116	15,973
埼玉県	11,778	12,907
千葉県	12,024	12,819
東京都	14,488	14,485
神奈川県	12,367	12,817
新潟県	10,441	13,317
富山県	11,933	13,040
石川県	15,179	14,927
福井県	15,493	19,548
山梨県	10,736	15,413
長野県	10,548	13,686
岐阜県	10,068	11,708
静岡県	13,661	13,953
愛知県	14,447	15,200
三重県	10,407	12,412

都道府県	平成18年度 平均工賃	平成24年度 平均工賃
滋賀県	15,566	17,120
京都府	12,999	15,498
大阪府	7,990	10,072
兵庫県	10,190	12,754
奈良県	9,861	13,305
和歌山県	12,046	15,377
鳥取県	13,366	16,686
島根県	12,549	17,155
岡山県	10,750	11,829
広島県	12,419	15,668
山口県	12,632	15,577
徳島県	14,636	18,827
香川県	11,172	13,306
愛媛県	11,710	14,211
高知県	16,013	17,730
福岡県	11,664	13,078
佐賀県	15,396	16,081
長崎県	11,181	13,846
熊本県	12,836	13,563
大分県	13,489	15,765
宮崎県	11,018	14,574
鹿児島県	12,809	13,843
沖縄県	13,552	13,738

（※）平成18年度対象施設（就労継続支援B型事業所＋授産施設＋小規模通所授産施設）

平成24年度対象施設（就労継続支援B型事業所）

## 工賃向上計画支援事業の概要（26年度予算案）

一般就労が困難な障害者の地域での自立した生活を支援する観点から、経営改善や商品開発、市場開拓等に対する支援を行うことにより、就労継続支援B型事業所の利用者の工賃向上を図る。

平成26年度においては、特に支援効果が高く、さらに障害者優先調達推進法の促進にも資する共同受注窓口の体制整備を重点的に実施する。

平成26年度 予算案	約3.1億円
基本事業 (1/2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①経営力育成（工賃向上計画の作成、管理者の意識向上等）</li> <li>②経営コンサルタント派遣</li> <li>③専門家派遣による技術向上</li> <li>④事業所職員の人材育成のための研修 等</li> </ul>
特別事業 (10/10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①共同受注窓口の立ち上げ支援 (補助対象期間：上限2年間)</li> </ul>

## 農林水産省 提供資料 1

## 「農」と福祉の連携プロジェクト

## 対策のポイント

高齢者・障害者のための福祉農園の全国展開を加速。

## &lt;背景/課題&gt;

- ・福祉分野においては、農業・園芸活動を通じて得られる心身のリハビリテーション効果や、共同作業による社会参加促進効果が改めて評価されています。また、高齢者の健康づくりや、障害者の就労訓練・雇用の場として、農作業を取り入れたいと考える福祉施設が増加しています。
- ・このようなニーズに応えるため、厚生労働省と連携して、高齢者や障害者を対象とした福祉農園の整備を推進するとともに、福祉分野における「農」への取組を支援します。

## 政策目標

平成30年までに、福祉農園の利用者数を新たに1万人拡大

## &lt;主な内容&gt;

1. 福祉農園等の整備（ハード）
  - ・高齢者の生きがい及び障害者の就労・雇用を目的とする福祉農園等の開設・整備
2. 研修会の開催や人材派遣（ソフト）
  - ・福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、福祉施設への農業専門家の派遣等を支援

都市農村共生・対流総合対策交付金 2, 100 (1, 950) 百万円の内数  
 補助率：定額（上限800万円等）、1/2等  
 事業実施主体：地域協議会、NPO、農業法人等

「農」のある暮らしづくり交付金 580 (550) 百万円の内数  
 補助率（推進対策）：定額（上限400万円）  
 （整備対策）：1/2（上限なし）  
 実施主体：NPO、特例子会社、社会福祉法人等

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 6, 540 (6, 233) 百万円の内数  
 補助率：定額（定額、1/2等）  
 事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等

## &lt;各省との連携&gt;

- 厚生労働省：活動の拠点となる福祉施設の整備、農家等との福祉施設の連携を支援

お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課(03-3501-3729)  
 農村振興局農村整備官 (03-3501-0814)



# 「農」のある暮らしづくりアドバイザー派遣事業

農業者や都市住民の皆様からのご依頼を募集中です。

(一財)都市農地活用支援センター



〒101-0032  
東京都千代田区岩本町3-9-13  
岩本町寿共同ビル4F  
電話 03-5823-4830  
FAX 03-5823-4831  
E-mail [tosinouti@tosinouti.or.jp](mailto:tosinouti@tosinouti.or.jp)  
センターホームページ  
<http://www.tosinouti.or.jp/>

## 関係協力団体

- NPO全国農業体験農園協会
- NPO千葉県市民農園協会
- NPO日本園芸福祉普及協会
- NPO日本セルフセンター
- (一財)高齢者住宅財団
- (一社)JA共済総合研究所  
高齢社会・福祉研究グループ

社会の高齢化・成熟化が進み、国民の意識が多様化する中、都市で暮らす人々の中では「農」のある暮らしを楽しみたいというニーズが大変高まっています。  
全国で広がる農業者や都市住民等の皆さんによる「農」ある暮らしづくりの取組を支援するため、ご依頼に応じ、都市農業、福祉・コミュニティ、教育、防災、まちづくり等の専門家を派遣し、必要な助言・指導を行います。

## 【テーマの例】

- 農業体験農園の開設
- 高齢者施設への園芸療法の導入
- 水田を利用した市民イベント
- 農家と学校が連携した食育の取り組み
- 空き農地を活用したデイサービス
- 地域交流機能を取り入れた直売場整備
- マンションの空き地を利用した菜園作り
- 農を楽しむサービス付き高齢者住宅
- 団地周辺の空き農地を活用した生きがい就労 等々

当センター又は関係協力団体のホームページ上の共通バナー(右図)からアクセスして下さい。

平成25年8月23日(金)～平成26年2月28日(金)

本事業は、農林水産省の交付金により「農」のある暮らしづくり支援対策として実施しています。

**「農」のある暮らしづくり  
アドバイザー派遣事業  
新たにスタート**

農業、福祉、まちづくり等の専門家を派遣します。

※25年度～26年度、農林水産省の「農」のある暮らしづくり交付金の活用  
支援事業として実施します。

**CLICK**

## 「農」のある暮らしづくりアドバイザー派遣事業

### 1. 派遣の対象となる団体等

本事業による専門家派遣の対象となる団体等は、農業者やその団体、地域で活動している住民、企業従業員やその団体、社会福祉法人、NPO、学校、自治体等です。

※自治体やJA等は、当センターの都市農地活用・保全アドバイザー制度を活用することもできます。

### 2. 申込方法

専門家派遣を希望する派遣対象団体等は、当センター又は関係協力団体のホームページの「『農』のある暮らしづくりアドバイザー派遣事業」のバナーからメール又はFAX（申請書をダウンロード）で当センター相談部宛てに専門家派遣を申し込んで下さい。

### 3. 派遣方法等

- ・派遣対象団体等から専門家派遣依頼の申込があった時、内容等を踏まえて派遣の可否を判断し、都市農業、福祉・コミュニティ、教育、防災、地域まちづくり等の専門家（当センターに登録している専門家及び協力団体の推薦を得て選定した専門家）をアドバイザーとして現地に派遣します。
- ・派遣できない場合はその理由を付してご連絡いたします。
- ・アドバイザー派遣は、原則として1依頼者（団体）当たり1回とします。

### 4. 依頼者にしていただくこと

- ・講演、現地指導等を行う会場の手配、準備（PC、プロジェクター等を含む。）をしていただきます。
- ・派遣が決定したアドバイザーとの打合わせ（当日準備する資料等）をしていただきます。
- ・派遣終了後に実績報告書を提出していただきます。

### 5. 費用

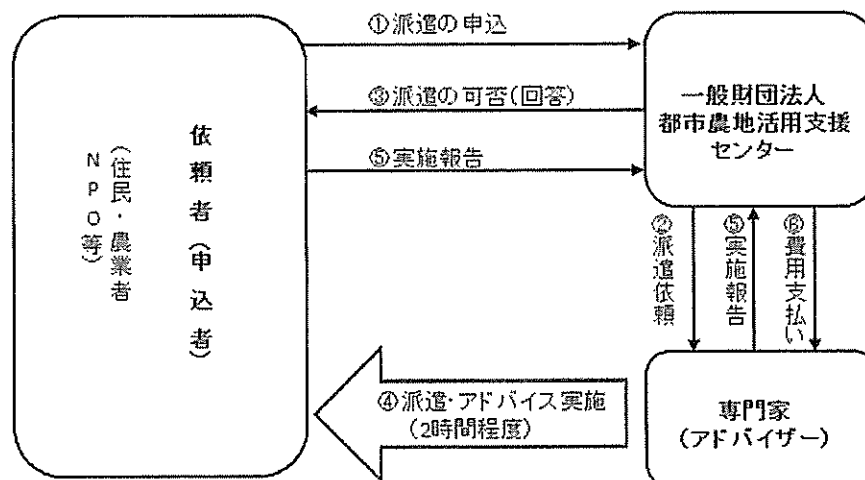
アドバイザー派遣に要する経費（謝金・旅費）は当センターが全額負担します。

（派遣実施確認後、当センターからアドバイザーへ直接支払います。）

### 6. 募集期間

平成25年8月23日（金）～平成26年2月28日（金）

### 7. 手続きの流れ



#### お問い合わせ先

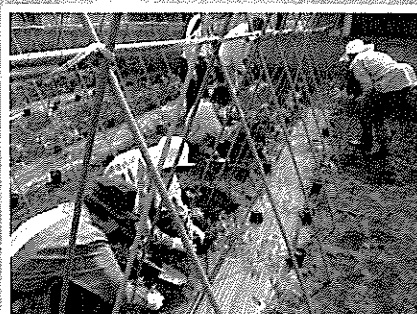
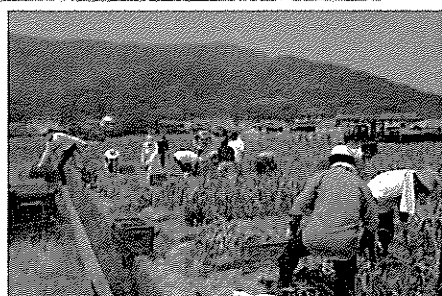
一般財団法人都市農地活用支援センター 相談部

電話：03-5823-4830、FAX：03-5823-4831

E\_mail：tosinouti@tosinouti.or.jp URL：http://www.tosinouti.or.jp/

住所：〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-9-13 岩本町寿共同ビル4F

## 福祉分野に農作業を ～支援制度などのご案内～



近年、福祉施設等において健康目的、生きがい目的として農作業を活用する取組が全国で見られます。また、職業として農業分野に就労する障害者の方も増えてきています。

このパンフレットでは、こうした取組を更に拡大するために活用できる主な支援策を紹介します。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



農林水産省

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries